

平成22年1月

『エコポイント対象住宅証明書』発行業務開始のお知らせ

(株)確認検査機構アネックス

TEL : 077-511-4170

いつも当社をご利用頂き、誠に有り難うございます。

さて、平成21年12月8日に、国の緊急経済対策として、『住宅版エコポイント制度の創設』が盛り込まれました。エコリフォーム又はエコ住宅の新築をされた方は、様々な商品・サービスと交換可能なエコポイントを取得できることとなります。

当社では新築住宅に係る『エコポイント対象住宅証明書』発行業務につきまして、下記の通り開始致しますので、お知らせ申し上げます。

記

1. 業務の内容

証明依頼された住宅が、エコポイント対象住宅判定基準へ適合している場合、当該住宅に係る「エコポイント対象住宅証明書」を発行します。

2. 業務区域と範囲

滋賀県、京都府、奈良県および大阪府の一戸建ての住宅および共同住宅等の新築住宅

3. エコポイント発行対象となる新築住宅

エコポイント対象住宅判定基準（①省エネ基準、②住宅事業建築主基準、③エコポイント対象住宅基準（共同住宅等））に適合する下記の新築住宅が対象となります。

①【省エネ基準】※注 木造住宅（一戸建ての住宅・共同住宅等）に適用

※注：[住宅に係るエネルギーの使用の合理化に関する建築主等及び特定建築物の所有者の判断の基準（平成18年経済産業省・国土交通省告示第3号）](#)または[住宅に係るエネルギーの使用の合理化に関する設計、施工及び維持保全の指針（平成18年国土交通省告示第378号）](#)に適合するもの

②【住宅事業建築主基準】※注（トップランナー基準） 一戸建ての住宅に適用

※注：[エネルギーの使用の合理化に関する法律に基づく住宅事業建築主の新築する特定住宅の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止及び住宅に設ける空気調和設備等に係るエネルギーの効率的利用のために特定住宅に必要とされる性能の向上に関する住宅事業建築主の判断の基準（平成21年経済産業省・国土交通省告示第2号）](#)をいいます。

③【エコポイント対象住宅基準（共同住宅等）】 共同住宅等に適用

4. 業務開始日

平成22年1月25日業務開始

5. その他

「住宅版エコポイント制度の概要」については、[国土交通省のホームページ](#) をご参照下さい。